

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1－1－1 [略]</p> <p>1－1－2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(28) [略] (29)「施工段階確認」とは、工事に係る出来高(完成時に不可視となる部分)等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督職員から立会等により確認することをいう。 (30)～(35) [略]</p> <p>1－1－3 設計図書の照査等 1 [略] 2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならぬ。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員から指示によるものとする。 3 [略]</p> <p>1－1－4 ～ 1－1－6 [略]</p> <p>1－1－7 工事実績情報システム（コリンズ）への登録 1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメールを送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズ登録しなければならない。 2. 登録時にJACICが発行する「登録内確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。 3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。 (1) [略] (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。 (3) 完成時の登録は、工事完成届を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。 (4). 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1節 総 則</p> <p>1－1－1 [略]</p> <p>1－1－2 用語の定義 共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。 (1)～(28) [略] [新設] (29)～(34) [略]</p> <p>1－1－3 設計図書の照査等 1 [略] 2. 受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を画面により提出し、確認を求めなければならない。 なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。 また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、又は画面の追加の要求があった場合は従わなければならない。 3 [略]</p> <p>1－1－4 ～ 1－1－6 [略]</p> <p>1－1－7 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録 1. 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）が実施している工事実績情報サービス（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、工事実績情報をコリンズに登録しなければならない。 なお、請負代金額が500万円以上、2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ、2,500万円以上の場合は、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報を登録するものとする。 2. 受注者はコリンズに登録する工事実績情報について、事前に監督職員の確認を受けてから手続きを行うとともに、登録時にJACICが発行する「登録内容確認書」の写しを登録後速やかに監督職員に提出しなければならない。 3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。 (1) [略] (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。 なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ただし、請負代金2,500万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。 (3) 完成時の登録は、完成通知書を提出後10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>[新設]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
1-1-8・1-1-9 [略]	1-1-8・1-1-9 [略]
1-1-10 主任技術者等の資格 (1)・(2) [略] (3)技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)に合格した者 (4)・(5) [略]	1-1-10 主任技術者等の資格 (1)・(2) [略] (3)技術士法(昭和58年法律第25号)による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに課着る。)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)に合格した者 (4)・(5) [略]
1-1-11～1-1-21 [略]	1-1-11～1-1-21 [略]
1-1-22 建設副産物 1.～4. [略] 5.受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出し提出しなければならない。 6.受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 7. [略]	1-1-22 建設副産物 1.～4. [略] 5.受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 6.受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。 7. [略]
1-1-23・1-1-24 [略]	1-1-23・1-1-24 [略]
1-1-25 監督職員による検査及び立会等 1.～6. [略] 7. 施工段階確認 (1)受注者は、設計図書に示す施工段階において、立会いによる検査又は確認を受けなければならぬ。 (2)受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。 (3)受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。 (4)受注者は、監督職員の立ち会いにより施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。 (5)監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。 (6)施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行わなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。 1)管理基準値から外れた場合は、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。 2)規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員報告しなければならない。なお、手直した箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。	1-1-25 監督職員による検査及び立会等 1.～6. [略] [新設]
1-1-26・1-1-33 [略]	1-1-26・1-1-33 [略]
1-1-34 工事中の安全管理 1.～4. [略] 5.受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に、重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制約を確認するための安全対策施設(簡易ゲート)の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。	1-1-34 工事中の安全管理 1.～4. [略] 5.受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
1-1-35・1-1-36 [略]	1-1-35・1-1-36 [略]
1-1-37 電子納品 1. 本工事(業務)は、電子納品対象工事(業務)とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。 ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(平成31年3月)」(以下、「ガイドライン」という)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 2. ③. [略]	1-1-37 電子納品 1. 本工事(業務)は、電子納品対象工事(業務)とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。 ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(平成25年3月)」(以下、「ガイドライン」という)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。 2. ③. [略]
1-1-38 [略]	1-1-38 [略]
1-1-39 環境対策 1. ~ 4 [略] 5. 排出ガス対策型建設機械 (1)受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用 <u>できない</u> 場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが <u>できる</u> 。 6. [略]	1-1-39 環境対策 1. ~ 4 [略] 5. 排出ガス対策型建設機械 (1)受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第2条及び第11条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。 ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用 <u>出来ない</u> 場合には、監督職員と協議し、監督職員が適当と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが <u>出来る</u> 。 (2)・(3) [略] 6. [略]
1-1-40 ~ 1-1-56 [略]	1-1-40 ~ 1-1-56 [略]
1-1-57 品質証明 1. 受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、以下の各号によるものとする。 (1)品質証明に従事する者(以下「品質証明員」という。)が工事施工途中において必要と認める時期及び検査(完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。)の事前に品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。 (2)品質証明員は、当該工事に従事していない者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならぬ。 (3)品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。 (4)品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。 (5)品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格(資格証書の写しを添付)、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。	[新設]
1-1-58 ~ 1-1-71 [略]	1-1-57 ~ 1-1-70 [略]

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1編 共通編 第2章 材 料 第1節 ~ 第4節 [略]</p> <p>第5節 2-5-1・2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。 (1)~(13) [略]</p> <p>(14) JIS Z 3352(サブマージアーク溶接及びエレクトロスラブ溶接用フラックス) 記号 SF, SA, SM</p> <p>2-5-4 ~ 2-5-7 [略]</p> <p>第6節 ~ 第12節 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等 2-9-1 一般事項 1. [略] (1)~(6) [略] (7) JIS K 9797(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管) (8) JIS K 9798(リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管) (9)~(11) [略] (12) FRPM K 111(強化プラスチック複合管内圧管) 2. [略]</p> <p>2-10-1 ~ 2-12-2 [略]</p> <p>2-12-3 鋼管塗装 [略] 1. 直管、異形管部 <u>WSP A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)</u> 内 面 J I S G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部: 内面エボキシ樹脂塗装) 外 面 JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部: 外面プラスチック被覆)</p> <p>2. 継手部 <u>内 面 JWWA K 135(水道用液状エボキシ樹脂塗料塗装方法)</u> <u>外 面 WSP 012(長寿命形水道用ジョイントコート)</u> JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)</p> <p>2-12-4 [略]</p>	<p>第1編 共通編 第2章 材 料 第1節 ~ 第4節 [略]</p> <p>第5節 鋼 材 2-5-1・2-5-2 [略]</p> <p>2-5-3 溶接材料 溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。 (1)~(13) [略]</p> <p>(14) JIS Z 3352(サブマージアーク溶接フラックス) 記号 SF, SA, SM</p> <p>2-5-4 ~ 2-5-7 [略]</p> <p>第6節 ~ 第8節 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等 2-9-1 一般事項 1. [略] (1)~(6) [略] <u>[新設]</u> <u>[新設]</u> (7)~(9) [略] (10) FRPM K 1111(強化プラスチック被覆鋼管) 2. [略]</p> <p>2-10-1 ~ 2-12-2 [略]</p> <p>2-12-3 鋼管塗装 [略] 1. 直管、異形管部 WSP A-101-2009(農業用プラスチック被覆鋼管) 内 面 JIS G 3443-4 (水輸送用塗覆装鋼管-第4部: 内面エボキシ樹脂塗装) 外 面 JIS G 3443-3 (水輸送用塗覆装鋼管-第3部: 長寿命形外面プラスチック被覆)</p> <p>2. 継手部 内 面 JWWA K 135-2007(水道用液状エボキシ樹脂塗料塗装方法) 外 面 WSP 012-2014(長寿命形水道用ジョイントコート) JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)</p> <p>2-12-4 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1編 共通編</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めるべきである。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)道路橋示方書・同解説(I共通編) (公社)日本道路協会</p> <p>(6)道路橋示方書・同解説(II鋼橋・鋼部材編) (公社)日本道路協会</p> <p>(7)道路橋示方書・同解説(IV下部構造編) (公社)日本道路協会</p> <p>(8)鋼道路橋施工便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(9)鋼道路橋塗装・防食便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(10)舗装の構造に関する技術基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(11)舗装設計施工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(12)舗装施工便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(13)舗装試験法便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(14)アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(15)転圧コンクリート舗装技術指針(案) (公社)日本道路協会</p> <p>(16)道路土工－軟弱地盤対策工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(17)道路土工－盛土工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(18)道路土工－擁壁工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(19)道路土工－カルバート工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(20)道路土工－仮設構造物工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(21)舗装再生便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(22)道路標識設置基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(23)視線誘導標設置基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(24)杭基礎施工便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(25)薬液注入工法の設計・施工指針 (一社)日本グラウト協会</p> <p>(26)仮締切堤設置基準(案) 国土交通省水管理・国土保全局</p> <p>(27)防護柵の設置基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(28)車両用防護柵標準仕様・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(29)のり棒工の設計施工指針 (一社)全国特定法面保護協会</p> <p>(30)グランドアンカー設計・施工基準・同解説 (公社)地盤工学会</p> <p>(31)トンネル標準示方書・同解説 (公社)土木学会</p> <p>(32)ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(33)道路トンネル観察・計測指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(34)道路トンネル安全施工技術指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(35)道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(36)道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(37)ずい道等建設工事における換気技術指針 建設業労働災害防止協会</p> <p>(38)手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第3章 施工共通事項</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>3-2-1 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準によらなければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義のある場合は監督職員に確認を求めるべきである。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5)道路橋示方書・同解説(I共通編) (公社)日本道路協会</p> <p>[新設]</p> <p>(6)道路橋示方書・同解説(I共通編 IV下部構造編) (公社)日本道路協会</p> <p>(7)鋼道路橋施工便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(8)鋼道路橋塗装・防食便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(9)舗装の構造に関する技術基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(10)舗装設計施工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(11)舗装施工便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(12)舗装試験法便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(13)アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(14)転圧コンクリート舗装技術指針(案) (公社)日本道路協会</p> <p>(15)道路土工－軟弱地盤対策工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(16)道路土工－盛土工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(17)道路土工－擁壁工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(18)道路土工－カルバート工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(19)道路土工－仮設構造物工指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(20)舗装再生便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(21)道路標識設置基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(22)視線誘導標設置基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(23)杭基礎施工便覧 (公社)日本道路協会</p> <p>(24)薬液注入工法の設計・施工指針 (一社)日本グラウト協会</p> <p>(25)仮締切堤設置基準(案) 国土交通省水管理・国土保全局</p> <p>(26)防護柵の設置基準・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(27)車両用防護柵標準仕様・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(28)のり棒工の設計施工指針 (一社)全国特定法面保護協会</p> <p>(29)グランドアンカー設計・施工基準・同解説 (公社)地盤工学会</p> <p>(30)トンネル標準示方書・同解説 (公社)土木学会</p> <p>(31)ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p> <p>(32)道路トンネル観察・計測指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(33)道路トンネル安全施工技術指針 (公社)日本道路協会</p> <p>(34)道路トンネル技術基準(換気編)・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(35)道路トンネル技術基準(構造編)・同解説 (公社)日本道路協会</p> <p>(36)ずい道等建設工事における換気技術指針 建設業労働災害防止協会</p> <p>(37)手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(39) 土止め先行工法に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局 (40) 石綿障害予防規則 厚生労働省 (41) 労働安全衛生規則 厚生労働省 (42) クレーン等安全規則 厚生労働省 (43) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局 (44) 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省労働基準局 (45) シールトンネル工事に係る安全対策ガイドライン 厚生労働省労働基準局 (46) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために構すべき措置 国土交通省 (47) 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン 国土交通省 (48) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社)日本建設業連合会 (49) 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン 流動性を高めるコンクリート活用検討委員会 (50) 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会</p>	<p>(38) 土止め先行工法に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局 (39) 石綿障害予防規則 厚生労働省 (40) 労働安全衛生規則 厚生労働省 (41) クレーン等安全規則 厚生労働省 (42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局 [新設] [新設] (43) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために構すべき措置 国土交通省 (44) 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン 国土交通省 (45) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社)日本建設業連合会 [新設] [新設]</p>
3-2-2 一般事項	3-2-2 一般事項
1. ~ 3. [略]	1. ~ 3. [略]
4. 測量	4. 測量
(1) 受注者は、各工種の施工に先立ちに精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。また、受注者は、施工期間中、適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう基準点等の保全に努めなければならない。	(1) 受注者は、各工手の施工に先立ちに精密な測量を行い、基準点及び水準点を要所に設けなければならない。また、受注者は、基準点等の保全に努めなければならない。
(2) [略]	(2) [略]
5. ~ 6. [略]	5. ~ 6. [略]
第3節 土工 [略]	第3節 土工 [略]
第4節 基礎工	第4節 基礎工
3-4-1 一般事項	3-4-1 一般事項
受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。 (1) [略] (2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めのある場合にあっては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあっては、基礎ごとに行うものとする。 また、試験杭で十分な情報が得られない場合は、以降の施工方法について監督職員と協議しなければならない。 (3) ~ (6) [略]	受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。 (1) [略] (2) 試験杭の施工は、設計図書に特段の定めのある場合にあっては、当該設計図書に従い行うものとし、設計図書に特段の定めがない場合にあっては、各基礎ごとに行うものとする。 (3) ~ (6) [略]

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(7)あらかじめ杭の打止め管理方法(ベン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など)、根固め液及び周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管とともに、監督職員の請求があった場合、速やかに<u>提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</u> なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10)中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるよう沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。 また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。 なお、土質状況等により設計図書により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。 <u>杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行わなければならない。施工管理装置は、中掘り掘削・沈設およびセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について當時表示・記録できるものを選定しなければならない。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリート杭 <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6)受注者は、JIS A 7201で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員に提出しなければならない。 セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>(7)受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めしなければならない。また、球根形状について監督職員の承諾を得るものとする。攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、<u>セメントミルク</u>を噴出しながらゆっくりと引き上げなければならない。</p> <p>(8) [略]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 鋼杭工 [略] 3. 木杭工 [略] 	<p>(7)あらかじめ杭の打止め管理方法(ベン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など)、根固め液及び周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管とともに、監督職員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。</p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>(10)中掘り杭工法で施工する場合は、掘削及び沈設中における土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、設計図書に示す深さまで沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。 また、先端処理については、設計図書に示す方法で試験杭等の打止め条件に基づき、最終打止め管理を適正に行わなければならない。なお、土質状況等により設計図書により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>(11) [略]</p> <p>3-4-2 既製杭工</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. コンクリート杭 <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6)受注者は、JIS A 7201で定められた埋込み工法を用いる施工において、先端処理方法がセメントミルク噴出攪拌方式、又はコンクリート打設方式の場合、杭先端が設計図書に示す支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認結果を監督職員に提出しなければならない。 セメントミルクの噴出攪拌方式の場合、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて設計図書に示す位置まで杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>(7)受注者は、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書によるものとし、設計図書に示す位置まで球根状に杭先端部を根固めしなければならない。 また、球根形状について監督職員の承諾を得るものとする。攪拌完了後のオーガ引上げは、吸引現象防止のため、<u>貧配合の安定液</u>を噴出しながらゆっくりと引上げなければならない。</p> <p>(8) [略]</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 鋼杭工 [略] 3. 木杭工 [略]

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>3-4-3 場所打杭工</p> <p>1. ~ 6. [略]</p> <p>7. 受注者は、コンクリートの打込み及び養生に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3)トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート<u>上面から</u>2m以上入れておくこと。</p> <p>(4) ~ (6) [略]</p> <p>8. [略]</p>	<p>3-4-3 場所打杭工</p> <p>1. ~ 6. [略]</p> <p>7. 受注者は、コンクリートの打込み及び養生に当たり、次の事項に注意しなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p> <p>(3)トレミー管先端は、原則として打込んだコンクリート<u>内に</u>2m以上入れておくこと。</p> <p>(4) ~ (6) [略]</p> <p>8. [略]</p>
3-4-4 [略]	3-4-4 [略]
<p>3-4-5 オープンケーソン基礎工</p> <p>1. ~ 5. [略]</p> <p>6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない、なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。</p> <p>7. [略]</p> <p>8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したときは、<u>は、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び地質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。</u></p> <p>9. ~ 11. [略]</p>	<p>3-4-5 オープンケーソン基礎工</p> <p>1. ~ 5. [略]</p> <p>6. 受注者は、沈下に際し火薬類を使用する場合、監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>7. [略]</p> <p>8. 受注者は、オープンケーソンが設計図書に示す深さに達したときは、<u>底部の地盤について、監督職員の確認を受けるものとする。</u></p> <p>9. ~ 11. [略]</p>
3-4-6 [略]	3-4-6 [略]
<p>3-4-7 矢板工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1)受注者は、打込み方法、使用機械等については、<u>設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければ</u></p> <p>(2) ~ (5) [略]</p> <p>2. ~ 4. [略]</p>	<p>3-4-7 矢板工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(1)受注者は、打込み方法、使用機械等について、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選定しなければならない。</p> <p>(2) ~ (5) [略]</p> <p>2. ~ 4. [略]</p>
3-4-8 ~ 3-4-10 [略]	3-4-8 ~ 3-4-10 [略]
第5節 ~ 第6節 [略]	第5節 ~ 第6節 [略]

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																								
<p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1 ~ 3-7-3 [略]</p> <p>3-7-4 材料</p> <p>1. 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの<u>計量値の許容差</u>は、表3-7-1の値以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-7-1 計量値の許容差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">材料の種類</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">最大値 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">水</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">セメント</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">骨材</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">混和材</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2※</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">混和剤</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p> <p>2. ~ 3. [略]</p> <p>3-7-5 ~ 3-7-9 [略]</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに<u>コンクリートが鋼材の周囲及び型枠のすみずみに行き渡るように打設し</u>、十分に締固めなければならない。 練り混ぜから打ち終るまでの時間は、原則として外気温が25°Cを超えるときで1.5時間、25°C以下のときで2時間以内とし、かつ、コンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。ただし、工事特性等を踏まえ、これらの時間を超える可能性がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、<u>型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置</u>を乱さないようにしなければならない。</p> <p>5. ~ 7. [略]</p> <p>8. 受注者は、バケット、ホッパー等の吐出口か、コンクリートの打込み面までの<u>自由落下</u>高さを1.5m以下としなければならない。</p> <p>9. ~ 10. [略]</p> <p>11. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように<u>適切な時期</u>に行わなければならない。</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p>第7節 コンクリート</p> <p>3-7-1 ~ 3-7-3 [略]</p> <p>3-7-4 材料の計量</p> <p>1. 現場配合による場合の、材料の計量1回当たりの許容<u>誤差</u>は、表3-7-1の値以下でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表3-7-1 計量の許容誤差</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">材料の種類</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">最大値 (%)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">水</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">セメント</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">1</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">骨材</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">混和材</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">2※</td></tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">混和剤</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">3</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p> <p>2. ~ 3. [略]</p> <p>3-7-5 ~ 3-7-9 [略]</p> <p>3-7-10 コンクリート打込み</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。 練り混ぜから打ち終るまでの時間は、原則として外気温が25°Cを超えるときで1.5時間、25°C以下のときで2時間以内とし、かつ、コンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。ただし、工事特性等を踏まえ、これらの時間を超える可能性がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、コンクリートの打込み作業に当たり、<u>鉄筋の位置や型枠</u>を乱さないようにしなければならない。</p> <p>5. ~ 7. [略]</p> <p>8. 受注者は、バケット、ホッパー等の吐出口か、コンクリートの打込み面までの高さを1.5m以下としなければならない。</p> <p>9. ~ 10. [略]</p> <p>11. 受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、直ちにタンピング又は再振動により、これを修復しなければならない。再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように<u>注意して</u>行わなければならない。</p>	材料の種類	最大値 (%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3
材料の種類	最大値 (%)																								
水	1																								
セメント	1																								
骨材	3																								
混和材	2※																								
混和剤	3																								
材料の種類	最大値 (%)																								
水	1																								
セメント	1																								
骨材	3																								
混和材	2※																								
混和剤	3																								

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																																
<p>3-7-11 養 生</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部分に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度に応じて適切にさだめなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間</caption> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7 日</td> <td>5 日</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9 日</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12 日</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2 寒中コンクリートによる。</p> <p>3. 中庸熱ボルトランドセメントや低熱ボルトランドセメント等の表3-7-2に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</p>	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	15°C以上	7 日	5 日	3 日	10°C以上	9 日	7 日	4 日	5°C以上	12 日	9 日	5 日	<p>3-7-11 養 生</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの露出面は、表面を荒らさないで作業ができる程度に硬化した後に少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間</caption> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7 日</td> <td>5 日</td> <td>3 日</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9 日</td> <td>7 日</td> <td>4 日</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12 日</td> <td>9 日</td> <td>5 日</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2 寒中コンクリートによる。</p>	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	15°C以上	7 日	5 日	3 日	10°C以上	9 日	7 日	4 日	5°C以上	12 日	9 日	5 日
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント																														
15°C以上	7 日	5 日	3 日																														
10°C以上	9 日	7 日	4 日																														
5°C以上	12 日	9 日	5 日																														
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント																														
15°C以上	7 日	5 日	3 日																														
10°C以上	9 日	7 日	4 日																														
5°C以上	12 日	9 日	5 日																														
<p>3-7-12 継 目</p> <p>1. 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、構造物の性能を損なわない強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。</p> <p>4. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、打継目にぼぞ、又は溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また、これらの対策は、所要の性能を満足することを照査した上で実施する。</p> <p>5. 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1cm～2cm程度とし、工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p>	<p>[新設]</p> <p>3-7-12 継 目</p> <p>1. 受注者は、設計図書に示されていない継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、機能及び外観を害さないように、位置、方向及び施工方法を定め、施工計画書に記載しなければならない。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、打継目を設ける場合、せん断力の小さい位置に設け、打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合、打継目にぼぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、伸縮継目の目地の材質、厚さ、間隔について、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合、瀝青系目地材厚は1cm～2cm程度とし、工事着手前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>6. [略]</p>																																
<p>3-7-13・3-7-14 [略]</p>	<p>3-7-13・3-7-14 [略]</p>																																
<p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1・3-8-2 [略]</p> <p>3-8-3 支 保</p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。</p> <p>また、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。</p> <p>2. ~ 3. [略]</p>	<p>第8節 型枠及び支保</p> <p>3-8-1・3-8-2 [略]</p> <p>3-8-3 支 保</p> <p>1. 受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐えうる強度を持った支保を使用するとともに、荷重を各支柱に分布させなければならない。</p> <p>2. ~ 3. [略]</p>																																

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第9節 鉄 筋</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の組立</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [略] 2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリートを打設中に動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。 また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップ等で鉄筋が移動しないように緊結しなければならない。使用した焼きなまし鉄線またはクリップ等はかぶり内に残してはならない。<u>設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。</u> <u>受注者は、鉄筋の配置において、施工段階で必要となる形状保持や施工中の安全対策等を目的として、組立鉄筋、段取り鉄筋等の鉄筋やアングル等の仮設物を配置するが、これらをやむを得ず構造物本体に在置する場合は、これらの仮設物において、設計の前提が成立することを事前に確認しなければならない。</u> 3. ~ 7. [略] <p>3-9-3 鉄筋の継手</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~ 6. [略] 7. 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) <u>受注者は、圧接しよとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切斷しなければならない。自動ガス圧接の場合は、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を除く場合は、ディスクグラインダ端面を研削するとともに、さび、油圧圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、鏽、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。</u> (3) ~ (7) [略] 8. 受注者は、降雪、降雨、又は強風等のときに作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように<u>防風対策を施して適切な作業ができることが確認された</u>場合は作業を行うことができる。 9. ~ 11. [略] 	<p>第9節 鉄 筋</p> <p>3-9-1 [略]</p> <p>3-9-2 鉄筋の組立</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. [略] 2. 受注者は、鉄筋を設計図書に示す位置に配置し、コンクリートを打つとき動かないように組立用鉄筋を用いるなどして堅固に組立てなければならない。 また、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上の焼なまし鉄線、又は適切なクリップで緊結しなければならない。使用した焼きなまし鉄線またはクリップはかぶり内に残してはならない。 3. ~ 7. [略] <p>3-9-3 鉄筋の継手 [略]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ~ 6. [略] 7. 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) [略] (2) 圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに、鏽、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。 (3) ~ (7) [略] 8. 受注者は、降雪、降雨、又は強風等のときに作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように遮へいした場合は作業を行うことができる。 9. ~ 11. [略]

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第10節 特殊コンクリート</p> <p>3-10-1 ~ 3-10-5 [略]</p> <p>3-10-6 マスコンクリート工 1. ~ 4. [略] 5. 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、実際の施工条件に基づく温度ひび割れの照査時に想定した型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>	<p>第10節 特殊コンクリート</p> <p>3-10-1 ~ 3-10-5 [略]</p> <p>3-10-6 マスコンクリート工 1. ~ 4. [略] 5. 受注者は、温度ひび割れ制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。</p>
<p>第11節 ~ 第12節 [略]</p>	<p>第11節 ~ 第12節 [略]</p>
<p>第13節 地盤改良工</p> <p>3-13-1 ~ 3-13-5 [略]</p> <p>3-13-6 固結工 1. ~ 8. [略] 9. 受注者は、薬液注入の施工にあたり、「薬液注入工法の管理について」(昭和52年5月19日構改D第339号農林水産省構造改善局長通知)に基づき、薬液注入工事管理連絡会を設けるものとする。 10. 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。 (1)工法関係 1)注入圧 2)注入速度 3)注入順序 4)ステップ長 (2)材料関係 1)材料(購入・流通経路等を含む) 2)ゲルタイム 3)配合</p>	<p>第13節 地盤改良工[略]</p> <p>3-13-1 ~ 3-13-5 [略]</p> <p>3-13-6 固結工 1. ~ 8. [略] [新設] 9. 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。 (1)工法関係 1)注入圧 2)注入速度 3)注入順序 4)ステップ長 (2)材料関係 1)材料(購入・流通経路等を含む) 2)ゲルタイム 3)配合</p>
<p>第14節 ~ 第21節 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工 1. [略] 2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。 3. ~ 6. [略]</p> <p>3-15-1 ~ 3-21-13 [略]</p>	<p>第14節 ~ 第21節 [略]</p> <p>3-14-2 防食対策工 1. [略] 2. コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012-2010)又は、水輸送用塗覆装鋼管-第3部:長寿命形外面プラスチック被覆(JIS G 3443-3)によるものとする。 3. ~ 6. [略]</p> <p>3-15-1 ~ 3-21-13 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第2編 工事編</p> <p>第1章 ~ 第3章 [略]</p> <p>第4章 水路トンネル工事</p> <p>第1節 ~ 第4節 [略]</p> <p>第5節 トンネル工</p> <p>4-5-1 トンネル掘削工</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. [略] 2. NATM工法 <ul style="list-style-type: none"> 1) ~ 4) [略] 5) ロックボルト <ul style="list-style-type: none"> ①~② [略] ③ 受注者は、ロックボルトの定着後、ペアリングプレート等が掘削面や吹付けコンクリート面に密着するよう、<u>スパナやバイプレンチを用いてナット等で緊結しなければならない。</u> なお、プレストレスを導入する場合は、設計図書に示す軸力が導入できるよう施工しなければならない。 ④~⑥ [略] 6) ① [略] <ul style="list-style-type: none"> ② 受注者は、防水工に止水シートを使用する場合、止水シートの破損及び接合面からの漏水がないように対策を講じなければならない。<u>側壁や下床版等のコンクリートの打継部はでは必要に応じて増張りを施すものとする。</u> 7) [略] <p>4-5-2 覆工</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 矢板工法 <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (2) [略] (3) 覆工コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 1) ~ 7) [略] 8) 受注者は、<u>つま型枠</u>の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えうる構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。<u>つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</u> 9) ~ 10) [略] (4) [略] 2. NATM工法 <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (2) [略] (3) 覆工コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 1) ~ 4) [略] 5) 受注者は、<u>つま型枠</u>の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えうる構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。<u>つま型枠は、防水シートを破損しないように施工しなければならない。また、溝型枠を設置する場合は、その構造を十分に検討し不具合のないように施工しなければならない。</u> 6) ~ 8) [略] (4) [略] <p>4-5-3 裏込注入工</p> <p>覆工背面への裏込注入は、次のとおり施工しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (2) [略] (3) 受注者は、裏込注入の施工に当たり、一般に埋設注入管のうち縦断勾配の低い側から、逐次高い方へ片押しで作業するものとし、トンネル横断面的には下部から上部へ注入作業を進めなければならない。<u>ただし、覆工コンクリートの巻厚が薄く、注入材の偏りによって覆工コンクリートが変形し、新たなひび割れが発生するおそれがある場合には、左右交互にバランスのとれた注入順序とする。</u> なお、下方より注入の際、上部の注入孔は栓を開けて空気を排出しなければならない。 	<p>第2編 工事編</p> <p>第1章 ~ 第3章 [略]</p> <p>第4章 水路トンネル工事</p> <p>第1節 ~ 第4節 [略]</p> <p>第5節 トンネル工</p> <p>4-5-1 トンネル掘削工</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. [略] 2. NATM工法 <ul style="list-style-type: none"> 1) ~ 4) [略] 5) ロックボルト <ul style="list-style-type: none"> ①~② [略] ③ 受注者は、ロックボルトの定着後、ペアリングプレート等が掘削面や吹付けコンクリート面に密着するようナット等で緊結しなければならない。 なお、プレストレスを導入する場合は、設計図書に示す軸力が導入できるよう施工しなければならない。 ④~⑥ [略] 6) ① [略] <ul style="list-style-type: none"> ② 受注者は、防水工に止水シートを使用する場合、止水シートの破損及び接合面からの漏水がないように対策を講じなければならない。 7) [略] <p>4-5-2 覆工</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 矢板工法 <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (2) [略] (3) 覆工コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 1) ~ 7) [略] 8) 受注者は、<u>妻型枠</u>の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えうる構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。 9) ~ 10) [略] (4) [略] 2. NATM工法 <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (2) [略] (3) 覆工コンクリート <ul style="list-style-type: none"> 1) ~ 4) [略] 5) 受注者は、<u>妻型枠</u>の施工に当たり、コンクリートの圧力に耐えうる構造とし、モルタル漏れのないように取付けなければならない。 6) ~ 8) [略] (4) [略] <p>4-5-3 裏込注入工</p> <p>[略]</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (2) [略] (3) 受注者は、裏込注入の施工に当たり、一般に埋設注入管のうち縦断勾配の低い側から、逐次高い方へ片押しで作業するものとし、トンネル横断面的には下部から上部へ注入作業を進めなければならない。<u>なお、下方より注入の際、上部の注入孔は栓を開けて空気を排出しなければならない。</u>

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
(4) ~ (6) [略] 4-5-4 ~ 4-8-2 [略]	(4) ~ (6) [略] 4-5-4 ~ 4-8-2 [略]
第5章 [略]	第5章 [略]
第6章 河川及び排水路工事	第6章 河川及び排水路工事
第1節 ~ 第5節 [略]	第1節 ~ 第5節 [略]
第6節 法覆護岸工	第6節 法覆護岸工
6-6-1 一般	6-6-1 一般
1. ~ 4. [略]	1. ~ 4. [略]
5. 受注者は、法覆護岸工の施工に当たり、遮水シートを設置する場合、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの敷設方向及び重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。	5. 受注者は、法覆護岸工の施工に当たり、遮水シートを設置する場合、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、はく離等のないように施工しなければならない。
6-6-2 ~ 6-6-6 [略]	6-6-2 ~ 6-6-6 [略]
第7節 根固め工	第7節 根固め工
6-7-1-6-7-2 [略]	6-7-1-6-7-2 [略]
6-7-3 捨石工	6-7-3 捨石工
1. 受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1. 受注者は、施工箇所において、波浪及び流水により捨石基礎に影響がある場合、施工方法について監督職員と協議しなければならない。
2. ~ 5. [略]	2. ~ 5. [略]
6-7-4 [略]	6-7-4 [略]
第8節 ~ 第15節 [略]	第8節 ~ 第15節 [略]
第7章 管水路工事	第7章 管水路工事
第1節 [略]	第1節 [略]
第2節	第2節
7-2-1 適用すべき諸基準	7-2-1 適用すべき諸基準
(1) ~ (5) [略]	(1) ~ (5) [略]
(6)WSP 012(長寿命形水道用ジョイントコート)	(6)WSP 012-2010(水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)
(7)WSP 009(水管橋外面防食基準)	(7)WSP 009-2010(水管橋外面防食基準)
(8)WSP 002(水道用塗覆装鋼管現場施工基準)	(8)WSP 002-2010(水道用塗覆装鋼管現場施工基準)
(9)WSP 004(水道用塗覆装鋼管梱包基準)	(9)WSP 004-2002(水道用塗覆装鋼管梱包基準)
(10)WSP A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)	(10)WSP A-101-2005(農業用プラスチック被覆鋼管)
(11)WSP A-101(追補:碎石埋戻し施工要領)	(11)WSP A-101-2005(追補:碎石埋戻し施工要領)
(12)WSP A-102(農業用プラスチック被覆鋼管テープ付き直管の製作・施工指針)	(12)WSP A-102-2005(農業用プラスチック被覆鋼管テープ付き直管の製作・施工指針)
(13)FRPM-G-112(鋼製異形管)フィラメントワインディング成形管用	(13)FRPM-G-1112-2009(鋼製異形管)フィラメントワインディング成形管用
[削る]	[削る]
(14)FRPM-Z-2010(鋼製異形管)遠心力成形管用	(14)FRPM-Z-2010(ダクタイル鉄管合成樹脂塗装)
(15)JDPA W 04(T形ダクタイル鉄管接合要領書)	(15)JDPA W 04(T形ダクタイル管接合要領書)
(16)JDPA W 05(K形ダクタイル鉄管接合要領書)	(16)JDPA W 05(K形ダクタイル管接合要領書)
(17)JDPA W 06(U形, U-Dダクタイル鉄管接合要領書)	(17)JDPA W 06(U形, U-Dダクタイル管接合要領書)
(18)JDPA W 07(フランジ形ダクタイル鉄管接合要領書)	(18)JDPA W 07(フランジ形ダクタイル管接合要領書)
(19)JIS A 5314(ダクタイル鉄管モルタルライニング)	(19)JIS A 5314(ダクタイル鉄管モルタルライニング)

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現行												
<p>(20)JIS Z 3050(パイプライン溶接部の非破壊試験方法) (21)JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法) (22)JIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) (23)JIS G 3443-2(水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管) (24)JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆) (25)JIS G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)</p>	<p>(21)JIS Z 3050(パイプライン溶接部の非破壊試験方法) (22)JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法) (23)JIS G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) (24)JIS G 3443-2(水輸送用塗覆装鋼管-第2部:異形管) (25)JIS G 3443-3(水輸送用塗覆装鋼管-第3部:外面プラスチック被覆) (26)JIS G 3443-4(水輸送用塗覆装鋼管-第4部:内面エポキシ樹脂塗装)</p>												
7-2-2 [略]	7-2-2 [略]												
第3節～第5節 [略]	第3節～第5節 [略]												
<p>第6節 管体工 7-6-1 [略] 7-6-2 強化プラスチック複合管布設工 1. [略] 2. 鋼製異形管 (1)鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112-2009の規定によるものとする。据付については、本章7-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。 (2) [略]</p>	<p>第6節 管体工 7-6-1 [略] 7-6-2 強化プラスチック複合管布設工 1. [略] 2. 鋼製異形管 (1)鋼製異形管、鋼製可とう管の継手、鋼製継輪の製作については、FRPM-G-112-2009の規定によるものとする。据付については、本章7-6-4鋼管布設工の規定によるものとする。 (2) [略]</p>												
7-6-3 [略]	7-6-3 [略]												
7-6-4 鋼管布設工	7-6-4 鋼管布設工												
<p>1. 工場製作 (1)～(2) [略] (3)塗覆装 1)～2) [略] 3)外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1のとおりとする。</p>	<p>1. 工場製作 (1)～(2) [略] (3)塗覆装 1)～2) [略] 3)外面の塗覆装は設計図書に示すものとするが、膜厚等の詳細仕様は、表7-6-1のとおりとする。</p>												
<p>表7-6-1 外面塗装仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>塗覆装仕様</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」</td> <td>2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>テーパ付直管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」</td> <td>2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>異形管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」</td> <td>2.0mm以上</td> </tr> </tbody> </table>		管種	塗覆装仕様	厚さ	直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」	2.0mm以上	テーパ付直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」	2.0mm以上	異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」	2.0mm以上
管種	塗覆装仕様	厚さ											
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」	2.0mm以上											
テーパ付直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」	2.0mm以上											
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101)」	2.0mm以上											
<p>4)～5) [略] 6)屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009に準拠する。 7) [略]</p>													
<p>4)～5) [略] 6)屋外露出管の外面塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、WSP 009-2010に準拠する。 7) [略]</p>													
<p>表7-6-1 外面塗装仕様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>管種</th> <th>塗覆装仕様</th> <th>厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」</td> <td>2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>テーパ付直管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」</td> <td>2.0mm以上</td> </tr> <tr> <td>異形管</td> <td>プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」</td> <td>2.0mm以上</td> </tr> </tbody> </table>		管種	塗覆装仕様	厚さ	直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」	2.0mm以上	テーパ付直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」	2.0mm以上	異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」	2.0mm以上
管種	塗覆装仕様	厚さ											
直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」	2.0mm以上											
テーパ付直管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」	2.0mm以上											
異形管	プラスチック被覆 「水輸送用塗覆装鋼管-第3部：外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2005)」	2.0mm以上											

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行																									
<p>2. 据 付</p> <p>(1) 据 付</p> <p>1) ~ 3) [略]</p> <p>4) 据付けは、WSP_002及びWSP_A-102による。</p> <p>(2) 溶 接</p> <p>1) 溶接棒は、第1編2-5-3溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。 また、溶接棒の取り扱いは、WSP_002による。</p> <p>2) ~ 6) [略]</p> <p>7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP_002及びWSP_A-102による。</p> <p>8) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1) ~ 2) [略]</p> <p>3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP_012プラスチック系を基本とする。 テープ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP_A-102による。</p> <p>表7-6-3 継手部外面塗装仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗 覆 装 仕 様</th> <th>厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP_012)</td> <td>プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 基礎材が碎石の場合に、接合部の塗覆装の保護を目的とし、JWWA_K_153に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 [中略]</p> <p>7-6-5 弁設置工</p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表7-6-5のとおりとする。</p> <p>表7-6-5 弁の内外面塗装仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>弁箱材質</th> <th>塗 覆 装 仕 様</th> <th>塗膜厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F C</td> <td>・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」</td> <td>0.3 mm以上</td> </tr> <tr> <td>F C D</td> <td>・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135）」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA_G_112）」</td> <td>0.3 mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-7-1~7-18-2 [略]</p> <p>第8章 ~ 第10章 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節 ~ 第5節 [略]</p> <p>2. 据 付</p> <p>(1) 据 付</p> <p>1) ~ 3) [略]</p> <p>4) 据付けは、WSP_002-2010及びWSP_A-102-2009による。</p> <p>(2) 溶 接</p> <p>1) 溶接棒は、第1編2-5-3溶接材料に示す規格に適合するものでかつ、母材に適合するものでなければならない。 また、溶接棒の取り扱いは、WSP_002-2010による。</p> <p>2) ~ 6) [略]</p> <p>7) 突き合わせ溶接の開先ルート間隔は、WSP_002-2010及びWSP_A-102-2009による。</p> <p>8) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1) ~ 2) [略]</p> <p>3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP_012-2014プラスチック系を基本とする。 テープ付き直管の継手部外面塗覆装については、WSP_A-102-2010による。</p> <p>表7-6-3 継手部外面塗装仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗 覆 装 仕 様</th> <th>厚 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP_012-2010)</td> <td>プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 基礎材が碎石の場合に、塗覆装の保護を目的とし、JWWA_K_153-2014に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。 [中略]</p> <p>7-6-5 弁設置工</p> <p>1. ~4. [略]</p> <p>5. 水弁等の内外面を塗覆装は、設計図書に示されている場合を除き、表7-6-5のとおりとする。</p> <p>表7-6-5 弁の内外面塗装仕様</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>弁箱材質</th> <th>塗 覆 装 仕 様</th> <th>塗膜厚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>F C</td> <td>・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135-2000）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」</td> <td>0.3 mm以上</td> </tr> <tr> <td>F C D</td> <td>・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135-2000）」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA_G_112）」</td> <td>0.3 mm以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>7-7-1~7-18-2 [略]</p> <p>第8節 ~ 第10節 [略] 第11章 コンクリートダム工事 第1節 ~ 第5節 [略]</p>	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP_012)	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上	弁箱材質	塗 覆 装 仕 様	塗膜厚	F C	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」	0.3 mm以上	F C D	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135）」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA_G_112）」	0.3 mm以上	塗 覆 装 仕 様	厚 さ	現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP_012-2010)	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上	弁箱材質	塗 覆 装 仕 様	塗膜厚	F C	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135-2000）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」	0.3 mm以上	F C D	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135-2000）」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA_G_112）」	0.3 mm以上
塗 覆 装 仕 様	厚 さ																									
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP_012)	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上																									
弁箱材質	塗 覆 装 仕 様	塗膜厚																								
F C	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」	0.3 mm以上																								
F C D	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135）」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA_G_112）」	0.3 mm以上																								
塗 覆 装 仕 様	厚 さ																									
現場溶接部：ジョイントコート 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート」 (WSP_012-2010)	プラスチック系の場合 基 材：1.5 mm以上 粘 着 材：1.0 mm以上																									
弁箱材質	塗 覆 装 仕 様	塗膜厚																								
F C	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135-2000）」 水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」	0.3 mm以上																								
F C D	・水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装「水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法（JWWA_K_135-2000）」 ・水道用合成樹脂塗料塗装「水道用ダクタイル鉄管合成樹脂塗料塗装（JWWA_K_139）」 ・エポキシ樹脂粉体塗装「水道用ダクタイル鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装（JWWA_G_112）」	0.3 mm以上																								

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
第6節 堤体工 11-6-1~11-6-4 [略] 11-6-5 冷却工 1. 一般 (1) ~ (3) [略] (4)受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときに通水試験を行い、監督職員の確認を受 <u>けなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。</u> (5) [略] 11-6-6~11-8-7 [略]	第6節 堤体工 11-6-1~11-6-4 [略] 11-6-5冷却工 1. 一般 (1) ~ (3) [略] (4)受注者は、冷却管及び附属品の設置が完了したときに通水試験を行い、監督職員の確認を受 <u>けた後でなければ、コンクリートの打込みを行ってはならない。</u> (5) [略] 11-6-6~11-8-7 [略]
第12章 PC橋工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 12-2-1 適用すべき事項 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるものほか、次の基準 類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定 に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 (1)道路橋示方書・同解説(I共通編) (公社)日本道路協会 (2)道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編) (公社)日本道路協会 (3)道路橋示方書・同解説(V耐震設計編) (公社)日本道路協会 (4)道路橋支承便覧 (公社)日本道路協会 (5)プレストレスコンクリート工法設計施工指針 (公社)土木学会 (6)コンクリート道路橋設計便覧 (公社)日本道路協会 (7)コンクリート道路橋施工便覧 (公社)日本道路協会 (8)道路照明施設設置基準・同解説 (公社)日本道路協会 (9)プレキャストブロック工法によるプレストレスコンクリートT桁道路橋設計施工指針 (公社)日本道路協会 (10)道路橋の塗害対策指針(案)・同解説 (公社)日本道路協会 12-2-2 [略] 第3節 [略] 第4節 橋梁付属物 12-4-1~12-4-4 [略] 12-4-5 橋梁用防護柵工 (1)受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線 形に設置しなければならない。 (2)鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコ ンクリートで覆う場合を含む。)において、支柱地盤部の比較的早期の劣化が想定される以下のよう な場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地盤部の防錆・防食強化を図らな ければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場合 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合	第12章 PC橋工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 12-2-1 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるものほか、次の基準 類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定 に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべきである。 (1)道路橋示方書・同解説(I共通編) <u>Ⅲコンクリート橋編</u> (公社)日本道路協会 <u>[新設]</u> (2)道路橋示方書・同解説(V耐震設計編) (公社)日本道路協会 (3)道路橋支承便覧 (公社)日本道路協会 (4)プレストレスコンクリート工法設計施工指針 (公社)日本道路協会 (5)コンクリート道路橋設計便覧 (公社)日本道路協会 (6)コンクリート道路橋施工便覧 (公社)日本道路協会 (7)道路照明施設設置基準・同解説 (公社)日本道路協会 (8)プレキャストブロック工法によるプレストレスコンクリートT桁道路橋設計施工指針 (9)道路橋の塗害対策指針(案)・同解説 (公社)日本道路協会 12-2-2 [略] 第3節 [略] 第4節 橋梁付属物 12-4-1~12-4-4 [略] 12-4-5 橋梁用防護柵工 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置し なければならない。

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>12-4-6-12-4-7 [略] 12-4-8 現場塗装工 1. ~15. [略] 16. 検査 (1) ~ (6) [略] (7)受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまで現場に搬入し、塗装の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。 また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記)を確認し、記録、保管し監督職員又は検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。</p> <p>第5節 ~ 第6節 [略] 第13章 [略] 第14章 頭首工事 第1節 ~ 第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14-9-1 [略] 14-9-2 ブレテンション桁購入工 1. [略] 2. 受注者は、次の規定を満足しちゃ用いなければならない。 (1) ~ (2) [略] (3)コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。 1)[略] 2)蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15°C以下とし、養生中の温度は65°C以下として製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させではない。 (4) [略] 3. [略] 14-9-3 ポストテンションT(I)桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) ~ (4) [略] (5)受注者は、コンクリートの打ち込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。 2. ~6. [略]</p> <p>14-9-4 [略] 14-9-5 ブレキヤストブロック桁組立工 1. [略] 2. [略] (1)ブレキヤストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。 これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSC-E-H101ブレキヤストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)コンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)によるものとする。 (2). [略] (3)ブレキヤストブロックの連結に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。 (4)ブレキヤストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。 3. ~4. [略]</p>	<p>12-4-6-12-4-7 [略] 12-4-8 現場塗装工 1. ~15. [略] 16. 検査 (1) ~ (6) [略] (7)受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないまで現場に搬入し、使用しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色彩、数量を明記)の確認を監督職員に得るものとする。</p> <p>第5節 ~ 第6節 [略] 第13章 [略] 第14章 頭首工事 第1節 ~ 第8節 [略] 第9節 管理橋上部工 14-9-1 [略] 14-9-2 ブレテンション桁購入工 1. [略] 2. 受注者は、次の規定を満足しちゃ用いなければならない。 (1) ~ (2) [略] (3)コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。 1)[略] 2)蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15°C以下とし、養生中の温度は65°C以下として製作されたもの。 (4) [略] 3. [略] 14-9-3 ポストテンションT(I)桁製作工 1. 受注者は、コンクリートの施工について、次の事項に従わなければならない。 (1) ~ (4) [略] [新設] 2. ~6. [略]</p> <p>14-9-4 [略] 14-9-5 ブレキヤストブロック桁組立工 1. [略] 2. [略] (1)ブレキヤストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表14-9-1に示す条件を満足するものを使用するものとする。 これ以外の場合は、設計図書によるものとする。なお、接着剤の試験方法としてはJSC-E-H101-2013ブレキヤストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)コンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)によるものとする。 (2). [略] (3)ブレキヤストブロックの接合に当たり、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする。 (4)ブレキヤストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。 3. ~4. [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>14-9-6 ~ 14-9-12 [略]</p> <p>第16章 地すべり防止工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 16-2-1適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるものほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべき。 (1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局 (2)PCフレームアンカーワーク法設計・施工の手引き PCフレーム協会 (3)新版地すべり鋼管杭設計要領 (一社)斜面防災対策技術協会 (4)地すべり対策技術設計実施要領 (一社)斜面防災対策技術協会 16-2-2 [略] 第3節 ~ 第15節 [略] 第16章 ~ 第20章 [略]</p>	<p>14-9-6 ~ 14-9-12 [略]</p> <p>第16章 地すべり防止工事 第1節 [略] 第2節 一般事項 16-2-1適用すべき諸基準 適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるものほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めるべき。 (1) 土地改良事業計画設計基準・計画「農地地すべり防止対策」農林水産省農村振興局 (2)PCフレームアンカーワーク法設計・施工の手引き PCフレーム協会 (3)地すべり鋼管杭設計要領 (一社)斜面防災対策技術協会 (4)地すべり対策技術設計実施要領 (一社)斜面防災対策技術協会 16-2-2 [略] 第3節 ~ 第15節 [略] 第16章 ~ 第20章 [略]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後							現 行					
工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づき提出様式【鹿児島県農政部版】												
[新設]												
件名 時期	種別 No.	山 姓 名 称	書類作成の期間	受注書類作成の位置付け	提出	備示	その他	備考	備考			
種別	No.	山 姓 名 称	書類作成の期間	提出	備示	その他	備考	備考	備考			
契約関係書類	1 現場代理人等退任変更通知書	契第10条1項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	2 工事開始日通知書	特別仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			受注者は、(1)書類の提出期限内に通知する。					
	3 工程表	契第3条1項 共1-1-1-4	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			契約終了後7日以内					
	4 請求代金内訳書	契第3条2項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			請求代金額が1億円以上でかつ工事が6ヶ月を越える工事					
	5 建造共同取扱証・建造共同金報告書	契第1-1-50-3	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			建設共同金額共済制度に該当する場合。					
	6 建造共同延長払済	建設共同延長払済の書及提出書(1-1-18-7 建設共同延長払済(24号))	-	<input checked="" type="checkbox"/>			共済延長の様況を把握するため、共済延長の受払済その他の開費費用について提出を求めることがある。					
	7 請求書(前払金)	契第34条の20の9項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>								
	8 ガリソン金額内容確認書	共1-1-1-7-2	-	<input checked="" type="checkbox"/>			工事請負代金500万円以上 受注・変更・完結・訂正時にそれぞれ提出する。					
	9 品目別販賣明細書	特記仕様書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			原因、施設面が発注する予定価格(通常以上の工事及び特別仕様書に品質測定士と明記された場合は、(1)の定、(2)の(1)の工事例、(3)の(1)の用意とする場合の					
	10 運送工事に係る資材の再資源化等の報告書		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
10-1 再資源利用(包装 建設資材搬入工事用)	共1-1-1-2-5 施工用資材搬入工事用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			建設剖面物資交換システム(COBIS)等により作成し、施工計画書へ入力して提出する。						
11 再資源利用(包装 建設資材搬出工事用)	鹿児島県における再生資源 施工用資材搬出工事用	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			建設剖面物資交換システム(COBIS)等により作成し、施工計画書へ入力して提出する。						
12 休工取消申請書	特別仕様書	<input type="checkbox"/>				週休2日以上工事で実施する場合						
13 施工計画書	共1-1-1-5-1	-	<input checked="" type="checkbox"/>									
14 施工図書の監査結果書 (契約18条に該当する事実があった場合)	共1-1-1-3-2	-	<input checked="" type="checkbox"/>			契約書18条第1項に該当があった場合。						
15 工事測量結果表(設置図との照合) (設計図書と差異有り)	共1-1-1-45-1	-	<input checked="" type="checkbox"/>									
16 工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)	共1-1-1-45-1	-	<input checked="" type="checkbox"/>			設計図書と差異があった場合						
17 施工体験台帳	契第9条の4 共1-1-14-4	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			下請契約を締結する全ての工事で提出する。						
18 施工体験図	共1-1-1-14-2	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			下請契約を締結する全ての工事で提出する。						
18-1 再び請負申込書	共1-1-1-14-2	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>									
19 工事打合書 (協議、承認、提出、報告、通知)	共1-1-2-2 19.02.22.24.25	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>									
20 関在庫出庫届出書 (社司会員の提出)	共1-1-1-43-3	-	<input checked="" type="checkbox"/>			許可後の月刊については提出とする。 ただし、監査機関から請求がある場合は提出する。						
21 近隣協議資料	共1-1-1-43-7	-	<input checked="" type="checkbox"/>			監査機関から請求がある場合は提出する。						
22 料理使用料認定書	共1-1-1-24-2 特別仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			材料或機器等の消耗料のほか 積荷金額2,000万円以上の動車又は災害復旧次号の工事、または監査機関の費用は不要。						
23 材料品質明細書	共1-1-1-24-2	-	<input checked="" type="checkbox"/>			設計図書で指定した材料がある場合に提出する。						
24 材料購入伝票		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			設計図書で指定した材料や監査機関から請求があった場合は提出する。						
25 請求書類使用実績報告書	特記仕様書	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			完成時及び監査員から請求された場合に提出する。						
26 立地説明書(工事打合書)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			打合せ時に対応						
27 施設確認書	特別仕様書	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
28 休止・夜間作業届	共1-1-1-44	-	<input checked="" type="checkbox"/>			口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現地上の工事を行なう場合は提出する。						
29 安全教育・訓練等の記録	共1-1-1-34-10	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		監査機関の請求がある場合は提出する。 実際的に安全教育文書を提出する。						
30 工事進行報告書	共1-1-1-38 共1-1-1-32	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに提出する。						
31 中間勘定金認定請求書	契第34条3項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>									
32 請求書(中間前払金)	契第34条3項	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>									
33 指定部分完成通知書	契第38条1項	-	<input checked="" type="checkbox"/>									
34 指定部分完成通知書	契第38条1項	-	<input checked="" type="checkbox"/>									

△ 標準式については、□：標準式、■：参考標準式、▲：暴林水産省様式、~：任意様式

○ 農業土木工事共通仕様書(令和2年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改 正 後			現 行																																																																																																																																																																	
工事請負契約、土木工事共通仕様書等に基づき提出様式【鹿児島県農政部版】			[新設]																																																																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用意 順序 No</th> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">書類作成の場所</th> <th colspan="3">原注文書類作成の位置付け</th> </tr> <tr> <th>提出</th> <th>提示</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35 指定部分引渡書</td> <td>契第38条1項</td> <td>-</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>36 請求書(指定部分決済払込)</td> <td>契第38条1項</td> <td>□</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>37 請負工具清部分検査請求書</td> <td>契第37条2項</td> <td>□</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 請求書(部分払込)</td> <td>契第37条5項 共1-1-29-2 契第37条2項 共1-1-29-2</td> <td>□</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>39 出来高内訳書</td> <td></td> <td>■</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40 計約工具明細書</td> <td>契第21条1項</td> <td>□</td> <td>○</td> <td colspan="2">工事の状況を説明する場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>41 施工完了報告書</td> <td>契第31条1項</td> <td>■</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>42 施工完了届</td> <td>契第31条6項</td> <td>■</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>43 部分使用同意書</td> <td>契第33条1項</td> <td>□</td> <td>○</td> <td colspan="2">部分使用がある場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>44 支給品受領書又は借用書</td> <td>契第15条3項</td> <td>□</td> <td>○</td> <td colspan="2">支給品を受領した場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>45 支給材料返却書</td> <td>共1-1-20-6</td> <td>▲</td> <td>○</td> <td colspan="2">支給品が不用となった場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>46 工事現地生産報告書</td> <td>共1-1-21</td> <td>▲</td> <td>○</td> <td colspan="2">現地生産がある場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>47 出来高内訳書 (収量・販路、出来高図)</td> <td>共1-1-16-3</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="2">中間技術検査、既成部分検査等の際に提出する。</td></tr> <tr> <td>48 農業資材保管表(マニフェスト)掲載表</td> <td>共1-1-1-22-7 特記仕様書</td> <td>□</td> <td>○</td> <td colspan="2">産業廃棄物を発出した場合に提出する。 工事完了報告書(工事の実績及び農業資材保管表(マニフェスト)掲載表)付</td></tr> <tr> <td>49 完成検査書</td> <td>契第31条1項 共1-1-28-1</td> <td>□</td> <td>○</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>50 工事目的引渡書</td> <td>契第31条2項</td> <td>□</td> <td>○</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>51 請求書</td> <td>契第32条1項</td> <td>□</td> <td>○</td> <td></td> <td></td></tr> <tr> <td>52 施工工程資料 (出来形・品質等)</td> <td>共1-1-1-30</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="2">施工中は提示し、工事完成時に提出とする。</td></tr> <tr> <td>53 出来形図</td> <td>共1-1-1-26</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="2">施工中は提示し、工事完成時に提出とする。</td></tr> <tr> <td>54 品質試験書</td> <td>共1-1-1-24 特記仕様書</td> <td>■</td> <td>○</td> <td colspan="2">契約書面で規定された場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>55 施工環境改善の実施状況</td> <td>特記仕様書</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="2">環境改善実施状況を示す場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>56 施工工具・社食性等に関する実施状況 (特記資料)</td> <td>共1-1-1-47 共1-1-1-37</td> <td>■</td> <td>○</td> <td colspan="2">施工工具・社食性等への貢献度を実施した場合に提出する。</td></tr> <tr> <td>57 工事完成図</td> <td>共1-1-1-27 共1-1-1-37</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="2">○ 鹿児島県農業資源管理ガイドライン(「土木工事編」)に基づき、 電子成形品及び紙の成形品で提出する。</td></tr> <tr> <td>58 再生資源利用促進規制書 -建設資材輸入工具用-</td> <td>鹿児島県における再生資源 活用実施基準(木工用)</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="2">は当該建設資材を示した場合、建設資材情報交換システム(COBRA)等により作成して提出する。</td></tr> <tr> <td>59 再生資源利用促進規制書 -建設資材輸出工具用-</td> <td>鹿児島県における再生資源 活用実施基準(土木用)</td> <td>-</td> <td>○</td> <td colspan="2">は当該建設資材を示した場合、建設資材情報交換システム(COBRA)等により作成して提出する。</td></tr> </tbody> </table>	用意 順序 No	名 称	書類作成の場所	原注文書類作成の位置付け			提出	提示	その他	35 指定部分引渡書	契第38条1項	-	○			36 請求書(指定部分決済払込)	契第38条1項	□	○			37 請負工具清部分検査請求書	契第37条2項	□	○			38 請求書(部分払込)	契第37条5項 共1-1-29-2 契第37条2項 共1-1-29-2	□	○			39 出来高内訳書		■	○			40 計約工具明細書	契第21条1項	□	○	工事の状況を説明する場合に提出する。		41 施工完了報告書	契第31条1項	■	○			42 施工完了届	契第31条6項	■	○			43 部分使用同意書	契第33条1項	□	○	部分使用がある場合に提出する。		44 支給品受領書又は借用書	契第15条3項	□	○	支給品を受領した場合に提出する。		45 支給材料返却書	共1-1-20-6	▲	○	支給品が不用となった場合に提出する。		46 工事現地生産報告書	共1-1-21	▲	○	現地生産がある場合に提出する。		47 出来高内訳書 (収量・販路、出来高図)	共1-1-16-3	-	○	中間技術検査、既成部分検査等の際に提出する。		48 農業資材保管表(マニフェスト)掲載表	共1-1-1-22-7 特記仕様書	□	○	産業廃棄物を発出した場合に提出する。 工事完了報告書(工事の実績及び農業資材保管表(マニフェスト)掲載表)付		49 完成検査書	契第31条1項 共1-1-28-1	□	○			50 工事目的引渡書	契第31条2項	□	○			51 請求書	契第32条1項	□	○			52 施工工程資料 (出来形・品質等)	共1-1-1-30	-	○	施工中は提示し、工事完成時に提出とする。		53 出来形図	共1-1-1-26	-	○	施工中は提示し、工事完成時に提出とする。		54 品質試験書	共1-1-1-24 特記仕様書	■	○	契約書面で規定された場合に提出する。		55 施工環境改善の実施状況	特記仕様書	-	○	環境改善実施状況を示す場合に提出する。		56 施工工具・社食性等に関する実施状況 (特記資料)	共1-1-1-47 共1-1-1-37	■	○	施工工具・社食性等への貢献度を実施した場合に提出する。		57 工事完成図	共1-1-1-27 共1-1-1-37	-	○	○ 鹿児島県農業資源管理ガイドライン(「土木工事編」)に基づき、 電子成形品及び紙の成形品で提出する。		58 再生資源利用促進規制書 -建設資材輸入工具用-	鹿児島県における再生資源 活用実施基準(木工用)	-	○	は当該建設資材を示した場合、建設資材情報交換システム(COBRA)等により作成して提出する。		59 再生資源利用促進規制書 -建設資材輸出工具用-	鹿児島県における再生資源 活用実施基準(土木用)	-	○	は当該建設資材を示した場合、建設資材情報交換システム(COBRA)等により作成して提出する。		小括式については、□ 原始式、■ 依頼式、▲ 計料水底着付式、- 在庫式				
用意 順序 No				名 称	書類作成の場所	原注文書類作成の位置付け																																																																																																																																																														
	提出	提示	その他																																																																																																																																																																	
35 指定部分引渡書	契第38条1項	-	○																																																																																																																																																																	
36 請求書(指定部分決済払込)	契第38条1項	□	○																																																																																																																																																																	
37 請負工具清部分検査請求書	契第37条2項	□	○																																																																																																																																																																	
38 請求書(部分払込)	契第37条5項 共1-1-29-2 契第37条2項 共1-1-29-2	□	○																																																																																																																																																																	
39 出来高内訳書		■	○																																																																																																																																																																	
40 計約工具明細書	契第21条1項	□	○	工事の状況を説明する場合に提出する。																																																																																																																																																																
41 施工完了報告書	契第31条1項	■	○																																																																																																																																																																	
42 施工完了届	契第31条6項	■	○																																																																																																																																																																	
43 部分使用同意書	契第33条1項	□	○	部分使用がある場合に提出する。																																																																																																																																																																
44 支給品受領書又は借用書	契第15条3項	□	○	支給品を受領した場合に提出する。																																																																																																																																																																
45 支給材料返却書	共1-1-20-6	▲	○	支給品が不用となった場合に提出する。																																																																																																																																																																
46 工事現地生産報告書	共1-1-21	▲	○	現地生産がある場合に提出する。																																																																																																																																																																
47 出来高内訳書 (収量・販路、出来高図)	共1-1-16-3	-	○	中間技術検査、既成部分検査等の際に提出する。																																																																																																																																																																
48 農業資材保管表(マニフェスト)掲載表	共1-1-1-22-7 特記仕様書	□	○	産業廃棄物を発出した場合に提出する。 工事完了報告書(工事の実績及び農業資材保管表(マニフェスト)掲載表)付																																																																																																																																																																
49 完成検査書	契第31条1項 共1-1-28-1	□	○																																																																																																																																																																	
50 工事目的引渡書	契第31条2項	□	○																																																																																																																																																																	
51 請求書	契第32条1項	□	○																																																																																																																																																																	
52 施工工程資料 (出来形・品質等)	共1-1-1-30	-	○	施工中は提示し、工事完成時に提出とする。																																																																																																																																																																
53 出来形図	共1-1-1-26	-	○	施工中は提示し、工事完成時に提出とする。																																																																																																																																																																
54 品質試験書	共1-1-1-24 特記仕様書	■	○	契約書面で規定された場合に提出する。																																																																																																																																																																
55 施工環境改善の実施状況	特記仕様書	-	○	環境改善実施状況を示す場合に提出する。																																																																																																																																																																
56 施工工具・社食性等に関する実施状況 (特記資料)	共1-1-1-47 共1-1-1-37	■	○	施工工具・社食性等への貢献度を実施した場合に提出する。																																																																																																																																																																
57 工事完成図	共1-1-1-27 共1-1-1-37	-	○	○ 鹿児島県農業資源管理ガイドライン(「土木工事編」)に基づき、 電子成形品及び紙の成形品で提出する。																																																																																																																																																																
58 再生資源利用促進規制書 -建設資材輸入工具用-	鹿児島県における再生資源 活用実施基準(木工用)	-	○	は当該建設資材を示した場合、建設資材情報交換システム(COBRA)等により作成して提出する。																																																																																																																																																																
59 再生資源利用促進規制書 -建設資材輸出工具用-	鹿児島県における再生資源 活用実施基準(土木用)	-	○	は当該建設資材を示した場合、建設資材情報交換システム(COBRA)等により作成して提出する。																																																																																																																																																																